

宣 誓 書

1 誓約事項

- ① 以下のいずれにも該当しないこと
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者
 - (5) 養親希望者研修（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第10条第1項第4号に規定する養親希望者研修をいう。）を修了していない者
 - (6) 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）その他暴力団員等と関係を有する者ではないこと
- ② 同居人が(2)から(4)まで及び(6)のいずれにも該当しないこと

2 同意事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第24条第2項及び第30条の規定による確認に協力すること
- ② 1を確認するため、官公署に対し、養親希望者及びその同居人に関する個人情報提供され、照会が行われること

年 月 日

特定非営利活動法人ストークサポート
代表 倉田友紀 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

氏 名 _____ 印 _____

(養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等)

第二十四条 (略)

2 民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
- 二 養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
- 三 養親希望者の職業、収入及び経歴
- 四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

3 (略)

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者
- 六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(養子縁組の成否等の確認)

第三十条 民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無
- 二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否
- 三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(参考 2) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ・ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- ・ 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号)
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号)
- ・ 児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号)
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号)
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 19 号)
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 107 号)
- ・ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)
- ・ 国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成 28 年法律第 110 号)

(参考 3) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号) 第 2 条に規定する児童虐待若しくは児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 22 章 (同法第 184 条を除く。) の罪 (わいせつ及び強制性交等の罪) を犯した者その他児童に関わる罪を犯し又はこれらに準ずる行為をした者